

入札金額の工事費内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条に基づき、次の内容を確認のうえ、入札書の提出の際に、必ず工事費内訳書を提出してください。

1 工事費内訳書の提出

入札書の提出の際に、電子入札サービスにおける添付資料に工事費内訳書ファイルを添付してください。ただし、再度入札の際には不要です。

なお、やむを得ず電子入札サービスにより添付できないときは、必ず入札日時前に到達するよう、市契約課へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、市契約課執務室内に郵便物が届いている状態をもって到達とみなします。

2 工事費内訳書の作成

原則として発注図書で配布された様式を用いて、行の追加等を適宜行って作成してください。

直接工事費は、発注図書で提供した内訳書を参考に、種目・工種別ごとに記入してください。また、値引等の調整額は計上しないでください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する工事費内訳書の不備は、原則として入札を無効とします。

- (1) 工事費内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- (2) 工事費内訳書に提出者の商号・名称、代表者名、工事件名の記載がない場合
- (3) 工事費内訳書の合計金額と入札金額が相違している場合（端数処理を除く。）
- (4) その他重大な不備が認められる場合

この無効については、「西東京市競争入札等参加者心得（電子入札）」第 8 条(9)に規定する『その他入札等に関する条件に違反した入札等』に該当するものとします。

4 その他

開札の際に工事費内訳書の内容確認が必要となるため、落札者の決定までに時間を要する場合がありますので、御承知おきください。

電子入札サービス操作の問合せ先

e-Tokyo コールセンター 0570-05-1090（ナビダイヤル）

※受付時間 8：30 から 17：15 まで（土曜・日曜・祝日を除く）